

千葉県盲青年社会生活教室開催事業運営要領

1 目 的

この事業は、青年層に属する重度の視覚障害者（以下「盲青年」という。）に対して、社会生活に必要な知識の習得や体験交流等が行える場を設けることにより、盲青年の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は千葉県とする。ただし、事業については、福祉団体等（以下「事業実施者」という。）に委託して行うことができる。

3 対 象 者

この事業の対象者は、市内に居住する盲青年とする。

4 実施方法

- (1) 事業実施者は、事業の広報に努め、本事業の対象となる盲青年をあらかじめ把握しておく。
- (2) 事業実施者は、各事業ごとに対象者に参加の呼びかけを行う。
- (3) 事業に参加をしたい者は、本人又は本人の依頼を受けた者が、事業実施者に参加を申し出ること。

5 実施内容

おおむね次に掲げる内容について行うこと。なお、実施にあたっては、盲青年が日常生活や、就学・就労等の場において、一般健常者に対し円滑な社会生活を営むために必要な一般知識の習得に主眼を置くと共に、盲青年と一般健常者が、十分交歓できるような運営についても留意すること。

- (1) 人間関係に関すること。
- (2) 生活設計に関すること。
- (3) 職業に関すること。
- (4) 芸術、文化等一般教養に関すること。
- (5) 健康管理に関すること。
- (6) その他社会生活上必要な事項。

6 実績報告

事業の終了後速やかに、別に定める様式により実績報告を市に提出すること。

7 その他

参加希望者の交通費は、自己負担とする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。